

「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」

令和8年度

杵築市人権・部落差別問題講演会

演題：部落問題を通して考える 日常の中の差別

講師：^{かみかわ}上川 ^{たみ}多実 さん
「BURAKU HERITAGE」運営メンバー



【プロフィール】

関西の被差別部落出身の両親のもと、東京の被差別部落ではない地域で生まれ育つ。
「わたし」から始まる「部落」の情報発信サイト BURAKU HERITAGEの運営メンバーの一人で、ウェブサイトを通じた発信を中心に講演や執筆などで、現代の見えづらい部落問題について発信をしている。

単著に『〈寝た子〉なんているの？ 見えづらい部落差別と私の日常』里山社。

共著に「部落の私たちがリモートで好き勝手にしゃべってみた」解放出版社。

と き： 令和 8 年 8 月 1 日（土）
14:00～15:50（終了予定）

ところ： 山香庁舎内 山香中央公民館
3階多目的ホール

入場料無料

手話通訳
託児有り

※託児（無料）をご希望の方は、
7月27日（月）までに、
下記へお申し込みください。

主催 / 杵築市 杵築市教育委員会 杵築市人権・同和教育推進協議会

◆お問合せ先（託児・手話通訳等）◆

人権啓発・部落差別解消推進課（隣保館内）TEL/FAX：0978-62-4799

E-mail：jinken@city.kitsuki.lg.jp

※裏面もご覧ください

ご案内

8月は「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」です。

日本固有の人権問題である「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題」の解決をめざして、1965（昭和40）年8月に「**同和对策審議会答申**」が出されました。

「同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題である」ことを明らかにしてから、約60年が過ぎました。大分県では、この答申が出された8月を『部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間』〔2022（令和4）年改称〕と定め、杵築市においても各種の人権啓発事業に取り組んでいます。

部落差別問題（同和问题）は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられ、特定の地域出身であることや、そこに住んでいるという理由で日常生活をする上で様々な差別を受ける、日本固有の重大な人権侵害です。依然として結婚差別やインターネット上での差別書き込みは根絶されておらず、土地差別調査事件などに見られるように新たな差別事象も発生しています。

このような中「**部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）**」が2016（平成28）年12月16日に公布・施行されました。全6条からなる法律で「部落差別」の名称を冠した初めての法律となります。

杵築市では、部落差別をはじめとする、子どもや高齢者への虐待、いじめ、女性に対する暴力など、さまざまな人権問題へのさらなる理解を深め、『差別に気づき・差別に向き合い・差別を許さない』人権を尊重するまちづくりにつながることをめざして、各種講演会等を開催いたします。

多くの皆様が、このたびの講演会にご参加くださいますようご案内申し上げます。

杵築市大田地域人権講演会の開催



- と き 8月4日（火）10：00～11：40
- ところ 大田庁舎 3階多目的ホール
- 演 題 「Enjoy My Life 私らしさをありのままに」
- 講 師 NPO法人自立支援センターおいたさん
おりた さとみ
理事 折田 聡美 さん

*こちらの講演会にもぜひご参加ください。

人権作文・人権標語（一般の部）を募集します。

人権問題についての作文や標語を考えることによって、人権尊重の重要性や必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を磨くことを目的に作品を募集します。

応募の詳細については、「広報きつき」8月号等でご確認ください。応募作品の中から優秀作品を選出し、12月に開催する「人権フェスティバル」で表彰します。



募集締め切りは、令和8年10月6日（火）まで